

希望型指名競争入札制度の手引き

平成26年 2月

千葉都市モノレール株式会社

希望型指名競争入札制度の手引き

千葉都市モノレール株式会社では、入札制度のより一層の透明性、競争性及び公正性を確保する観点から、平成26年度に契約を締結する工事等から、一定の入札参加資格要件を定め、事前に希望者を募り執行する「希望型指名競争入札制度」を実施しています。

本希望型指名競争入札に参加を希望する場合は、以下の事項について十分留意して参加して下さい。

1. 対象工事等

原則として、入札で執行する案件

2. 入札参加資格

(1) 次に掲げる要件すべてに該当するもの

- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でないこと
- イ 対象工事等の入札日前6ヶ月以内に振り出した手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更正手続開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始の決定がなされていないものでないこと
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申し立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされていないものでないこと
- オ 千葉市入札参加資格者名簿に登載されている者
- カ 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領、及び千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を対象工事等の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けていない者
- キ 前各号のほか必要と認めて定める要件に該当する者

(2) これらに加え、対象工事等の種類又は性質により、以下の資格要件を設けますので、入札参加申込を行うにはこれらの資格要件を満たすことが必要です。

- ア 対象工事等と同種工事等の履行実績
- イ 技術者の配置
- ウ 地区区分
- エ その他

<地区区分の種類>

市内業者	千葉市内に本店を有する者
準市内業者	千葉市内に支店・営業所等を有する者
市外業者	千葉市内に事業所を有しない者

3. 公表

(1) 工事等発注表（様式第1号）を、千葉都市モノレール株式会社ホームページに公表します。

ホームページアドレス <http://www.chiba-monorail.co.jp>

(2) 入札日前に公表する内容は以下のとおりです。

- ア 業種
- イ 工事等の名称（委託名）
- ウ 施工場所（履行場所）
- エ 工事概要（委託概要）
- オ 工期（履行期間）
- カ 資格要件
- キ 申込期間
- ク その他

(3) 入札結果は、入札後に当社ホームページで公表します。

4. 入札参加申込

(1) 入札参加を申し込む際の提出書類は以下のとおりです。

- ア 希望型指名競争入札参加申込書（様式第2号）
- イ 同種工事等の履行実績を確認できる書類
（資格要件に、履行実績を定めている場合に必要です。）

(2) 申込期間は、対象工事等の公表を開始した日から公表の最終日まで（原則として5日間）です。（詳細は工事等発注表に記載します。）

(3) 提出書類は、工事等発注表に記載する申込場所に直接持参してください。

なお、提出方法は直接持参に限り、郵送、FAX、Eメール等による提出はできません。

(4) 希望者が多数あるいは少数であった場合の取扱い

希望型指名競争入札として公表した結果、希望者が多数あった場合でも、資格要件を満たしていれば、原則として全ての希望者を指名します。

また、希望者が1社の場合は、希望型指名競争入札の手続きは中止し、改めて指名競争入札により執行します。

5. その他

(1) 資本若しくは人事面等において関連会社となる業者については、一緒に同一案件に申し込みはできません。

(2) 申し込みにあたり、現在の手持ち業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ申込書を提出して下さい。

(3) 提出された申込書は、指名業者を選定するにあたっての資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。

(4) 入札時に積算内訳書の提出が必要となる場合があります。